

可児市における空き家等の対策に関する協定書

可児市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、市内における空き家等の対策を総合的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内の空き家等に関する問題に対し、甲と乙が連携、協力し、総合的な空き家等の対策を推進し、市民の安全・安心な暮らしの実現や生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理するもの（相続人、財産管理人を含む）をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 可児市空き家等対策計画に基づく空き家対策
- (2) 所有者等から空き家等の相談を受けた場合の乙の紹介
- (3) 乙が行う空き家等に関する業務の広報
- (4) 空き家等及び所有者等に関する乙への情報提供（本人の同意を得た場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（乙が行う業務）

第4条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 空き家等に関する相談
- (2) 甲が開催する所有者等に対する空き家等に関する相談会への協力
- (3) 甲が作成したチラシの配布等などによる啓発
- (4) 空き家等及び所有者等に関する甲への情報提供（本人の同意を得た場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（秘密の保持）

第5条 乙は、この協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報については、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も他に漏らし、又は不当に利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

(苦情等の処理)

第6条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情が発生したときは、甲と乙が協議の上、それぞれの責任において、速やかに解決を図るものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期限は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも解除の申出がないときは、期間満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 可児市広見一丁目1番地
可児市長 富田 成輝

乙